

# 記入例

令和3年8月版

表面

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

赤 磬 市 長 様

法改正等により様式が変更する場合がありますため、最新の申請書であるか確認してください。

住 所 〒709-0816  
赤磬市下市000  
電 話 番 号 086-955-0000  
申 請 者 氏 名 赤磬 太郎  
(法人の場合は代表者氏名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、支援機関が発行する修了証を添付し、下記のとおり申請します。

記

申請者の押印は不要です。

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

- ・内容 あかいわ創業塾
- ・期間 令和2年11月11日 ~ 令和2年12月22日

2. 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

- ・商号（屋号） 株式会社赤磬商店
- ・本店所在地 赤磬市下市000

3. 設立しようとする会社の資本額（会社の場合のみ記入） 100 万円

4. 事業の業種、内容 食料品製造業（果物缶詰の製造）

5. 事業の開始（予定）時期 令和3年4月1日

特定創業支援等事業による支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。

既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

証明日 年 月 日 赤商第 号

租税特別措置法第80条第2項の適用期限にもとづいて、有効期限日を設けています。

赤磬市長 印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

この証明書の有効期限は、令和4年3月31日または事業開始日から5年を経過しない日のいずれか早い日までとする。

※1 既に創業している場合は、開業届または履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

※2 証明書により各種支援制度を利用される場合の注意事項については、裏面をご覧ください。